

# 公共施設の予約キャンセル期間と使用料の変更について

問合せ：企画財政課 総合政策担当 ☎ 991-1818

予約キャンセルの適切な申出を促し、施設間の公平な取扱いやキャンセル待ちの方への利用機会を増やすため、キャンセル料(各使用料の100%)がかかる期間を変更します。

また、適正な受益者負担をはかるため、公民館の使用料を変更します。

## ■キャンセル料発生期間の変更について

施設名	キャンセル料発生期間		備考
	変更前	変更後	
農村センター(赤岩・大川戸)・農村トレーニングセンター・外前野記念会館・松伏会館	キャンセル日に関わらず必ず発生	使用日の 14日前から	H27.8.1以降使用分の予約から
町営運動場・B&G海洋センター・松伏記念公園テニスコート及び多目的広場・松伏総合公園多目的競技場・赤岩地区公民館・中央公民館	使用日の4日前から		
田園ホール・エローラ(中央公民館内)		使用日の 3か月前の日の翌日から	H28.1.1以降使用分の予約から

施設窓口でキャンセルを申請する際、使用日の15日前(田園ホール・エローラは3か月前)が施設の休館日の場合は、その日以前の開館日に申請をしてください。

※詳細は各施設にお問い合わせください。

## ■平成28年1月1日以降使用分より、赤岩地区公民館及び中央公民館の使用料が変わります

詳細はP.12「生涯学習インフォメーション」をご覧ください。

# 軽自動車税の納入と障がい者を有する方の軽自動車税の減免について

問合せ：税務課 町民税担当 ☎ 991-1833

## ■平成27年度軽自動車税納税通知書について

軽自動車税納期限は6月1日(月)です。納期限内であれば、金融機関のほか、お近くのコンビニエンスストアでも納めることができますので、期限までにご納付をお願いします。

## ■障がい者を有する方の軽自動車税の減免について

障がい者のために使用される軽自動車について、次の内容に該当する場合、納付をする前に申請をして軽自動車税の減免を受けることができます。

### ▶減免を受けることができる障がいの程度

・身体障害者手帳をお持ちの方

障がいの区分		障がいの程度(級別)
視覚		1級～3級、4級の1
聴覚		2級、3級
平衡機能		3級
音声又は言語機能		3級(こう頭が摘出された場合のみ)
上肢		1級、2級
下肢		1級～6級
体幹		1級～3級、5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級、2級
	移動	1級～6級
心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう又は直腸機能・小腸の機能		1級、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能		1級～3級

・療育手帳をお持ちの方

④、A

・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

1級(自立支援医療費受給者証等により、通院の事実が確認できる方のみ)

・戦傷病者手帳をお持ちの方

恩給法に定める障がいの程度で、減免の範囲が定められています。

▶減免の対象となる車両(障がい者を有する方1人につき1台のみ対象となります。)

・障がい者を有する方本人(納税義務者)の所有する車両

・障がい者を有する方と生計を同一にする方(納税義務者)の所有する車両

### ▶申請に必要な書類

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか
- ②運転する方の運転免許証
- ③車検証
- ④納税通知書

### ▶提出期限/5月25日(月)

※提出期限を過ぎると申請を受付できません。

※郵送の場合は事前に町民税担当にご連絡ください。